

---

ケベック社会と女性  
La société québécoise et les femmes

---

趣旨と概要  
Introduction

コーディネーター：飯笹佐代子  
IIZASA Sayoko

2013年秋、当時のケベック党政権が提案した、いわゆる「ケベック価値憲章」をめぐる大きな論争が起こったことは記憶に新しい。その際にライシテとともにケベック的価値として強調されたのが、「男女平等」という理念であった。ケベックの公的言説においてかねてより重視されてきた「男女平等」の理念は、住民の文化的背景が多様化するなかでいっそう意識されるようになった観がある。

では、伝統的な女性の生き様とはどのようなものだったのだろうか。また、「男女平等」に向けて、いかなる取り組みや実践がなされてきたのだろうか。こうした問題意識のもと、本シンポジウムでは、歴史、文学、政治、社会、言語、宗教等を含む多様な観点からケベック社会の女性たち、ないしはフェミニズムをめぐる動向に光を当て、考察を行った。

まず飯笹より、ケベックのフェミニズムの展開について、政治的観点から導入的な紹介がなされた。要旨は以下のとおりである。

〈静かな革命〉以前、「ゆりかごの復讐」という表現が示すように、多産はフランス系カナダ人の存続のために不可欠とされた。当時のケベック社会において絶大な権力を持っていたカトリック教会は避妊を禁じ、子沢山の女性を徳ある母として讃えた。したがって、家庭からの解放を訴え、生まない権利を主張するフェミニズムは、教会やナショナリストたちにとって、アングロサクソンから輸入された危険な考え方であり、社会の敵であった。

しかしながら、「静かな革命」を経て、ケベック社会の近代化が進展し、70年代後半にケベック党が政権をとると、フェミニストとナショナリストとの関係は敵対から親和的なものへと変わっていく。ケベック党は多くのフェミニスト活動家を抱えており、78年には初の「女性の地位」担当大臣が任命された。さらに、男性からの女性の「自立」と、カナダからのケベックの「独立」という言説が融合し、「女性の解放なくしてケベックの解放なし、ケベックの解放なくして女性の解放なし」というスローガンも生まれた。

結局のところ、こうした言説が80年の主権・連合構想を問うレファレンダムに

向けて政治的に過度に利用された面もあり、女性同士の対立を招くなど、フェミニストとナショナリストの蜜月時代は長くは続かなかった。とはいえ、ケベックのフェミニズムが、ケベック党の政治と密接に結びつきながら展開されてきたことに留意されたい。

以上の導入に続いて、4人のパネリストから報告が行われた。小倉和子会員（立教大学）からは、アンヌ・エベールを振り返る「一生誕100周年を機に一」と題し、詩人、小説家、シナリオライターとして、女性の視点から20世紀ケベック社会に発信し続けた作家アンヌ・エベール（1916~2000）の作品に注目した考察が行われた。詩集『王たちの墓』（1953）や、『奔流』（1950）、『木の部屋』（1958）などの小説から、ペンと想像力によって、カトリックの伝統色の強い因習的な社会からのケベック女性、引いてはケベック社会全体の解放を模索した作家の姿が示された。

矢内琴江会員（早稲田大学）からは、「女性たちの活動を支えるフェミニズムのネットワーク」と題する報告がなされた。最近の調査でも、ケベックの女性たちの状況は、教育分野を除くと依然として厳しいという。ここでは、女性たちの活動の展開にも貢献してきた「ケベック意識化グループ（CQC）」の実績に着目し、女性たちの主体的な活動を通して平等を実現していくための動きをどのようにして組織的に支えていくことができるのか、という観点から分析の成果が示された。

矢頭典枝会員（神田外語大学）からは、「ケベック・フランス語の職業名と文体の女性形化」というタイトルのもと、社会言語学的観点からの報告がなされた。これまで、ケベック・フランス語における性差別をなくすために、言語の女性形化に取り組んできたケベック・フランス語局（OQLF）のガイドラインから、職業名の女性形化と文書の女性形化の双方に関する種々の事例をとりあげ、具体的な内容が紹介された。

最後に伊達聖伸会員（上智大学）より、「ヴェール論争とフェミニストの分裂—ケベック価値憲章をめぐる—」と題して、2013年に提案された「ケベック価値憲章」をめぐる論争が、ケベックのフェミニズムにいかなる影響をもたらしたのかについて検討がなされた。また、同憲章に対して、賛成、反対、あるいはどちらでもないという、それぞれの立場の女性たちの言説を分析することを通じて、イスラームのヴェールや女性の身体をめぐる議論の論点が提示された（4人の報告概要については、以下、本誌を参照されたい）。

以上の報告を踏まえて、会場から多くのコメントや質問が寄せられた。特にケベックとフランス、日本との比較の観点から活発な議論が展開され、基調講演者のキム・チュエイ氏も積極的に議論に参加してくださった。女性をめぐる課題やフェミニズムをテーマとする本企画は、ケベック学会としては新たな試みであったが、この分野におけるケベック研究の意義と可能性を十分に示すことができたのではないかと思っている。今後の研究の発展を期待しつつ、この場を借りて、登壇者および関係者の方々のご協力に、あらためて謝意を表したい。

（いいざさ さよこ 青山学院大学教授）

---

ケベック社会と女性  
La société québécoise et les femmes

---

アンヌ・エベールを振り返る  
— 生誕 100 周年を機に

Revisiter Anne Hébert : à l'occasion du centenaire  
de sa naissance

小倉和子  
OGURA Kazuko

「ケベック社会と女性」について文学的視点から論じる際、多くの女性作家の中でもアンヌ・エベール（1916-2000）を避けて通ることはできないだろう。とりわけ2016年は彼女の生誕100周年にもあたっているため、いわゆるフェミニズム作家より少し前の世代に属しているが、20世紀のケベック（そしてフランス）を丸々生きたエベールの初期の作品から3点を取り上げ、ペンと想像力によってケベック女性、引いてはケベック社会全体の解放を模索した彼女の出発点を浮き彫りにしたい。まず初めに、エベールが37歳で発表した詩集『王たちの墓』（*Le Tombeau des rois*, 1953）に収められた同題の詩。そこには、「不動の欲望」をたずさえたまま死してなお生き続ける古代エジプトのファラオたちと、彼らの墓に勇敢に降りていく「わたし」が描かれている。ケベック的文脈ではしばしば、このファラオたちは政治的、宗教的エリートたちによる束縛と支配の隠喩で、「わたし」は1人の女性としても、また集団としても、そこからの解放を欲して彼らが眠る夜の世界に降りていくと解釈される<sup>1</sup>。「わたし」は彼らを「暗殺」し、解放されて夜明けを迎える。しかし、最後のストロフにある「どんな夜明けの光線がここをさまよっているのだろうか？」という問いが示しているように、その夜明けはまだ曖昧なままだ。

次に、中編小説集『奔流』（*Le Torrent*, 1950）の中から同題の作品を取り上げる。この作品は当時のケベック社会にとってはあまりに過激だと見なされたため、出版社が見つからず、結局自費出版するまで5年もかかったものである<sup>2</sup>。

結婚外の妊娠をしたため村を離れざるをえず、森の中で息子と2人っきりでひっそりと暮らす母親クローディーヌと息子フランソワの話である。母は息子を厳しく教育し、聖職者にすることで罪を贖おうとする。しかし息子は成長するにつれて母親への憎しみを募らせ、17歳になったとき、彼を神学校セミネールに入れようとする母の意思をはねつけ、母に鍵束で頭を叩かれて聾になるが、その時から自分の内部に「奔流」が流れているのが聞こえるようになる。その後、母は家にやってきた荒馬に殺され

る。母の抑圧から解放されたフランソワは行商人の娘を「買い」、アミカと名づけて、自宅に連れ帰る。しかしある朝起きてみると、アミカは姿を消し、家の中は荒らされている。そして、アミカの頭が水に浮いているのを発見する。

アミカとはいったい何者だったのか？さまざまな解釈が可能だが、ここではその詳細に立ち入る余裕はないので、以下の2点だけを指摘しておきたい。フランソワは母親の呪縛から偶然にも解放されるが、自分が「所有」したと思ったアミカに逆に所有されていただけかもしれない、という点。にもかかわらず、アミカはやはりある意味では、母親の軛から、また頭の中を駆け巡っていた「奔流」から彼を解放しに来たと解することも不可能ではない点である。

最後に『木の部屋』(*Les Chambres de bois*, 1958)である。本書はエベールがカナダ王立協会の奨学金でフランスに遊学したのがきっかけで、パリのスイユ社から上梓された。エベールは自著をフランスの出版社から出版することができたほとんど最初の作家の1人であり、そのことにより逆にケベックでの評価も格段に高まった点を忘れてはならない<sup>3</sup>。

母に死なれ、高齢で何もできない父に代わって、3人の妹の面倒を見てきたカトリーヌは、ピアニストを目指している領主の息子ミシェルに見初められて身分違いの結婚をする。ところが、ミシェルは妻に家事を禁じる。カトリーヌはパリのアパートマンで無為の生活を送りながら蒼白く痩せていくが、それでも夫の理想の女性になろうと努力しつづける。しかしその努力もいよいよ限界を迎え、病を得て南仏と思しき海辺に転地療養に行くことになる。そこでようやく元気を取り戻すと、ミシェルとは対照的なブリュノーに求婚される。彼女は自分の人生を自分で決める勇氣を学び、ミシェルに別れを告げるためにアパートマンに戻っていく…。

ロリ・サン＝マルタンも指摘しているように<sup>4</sup>、エベールの作品ではしばしば「殺人」が行われる。それは、男女とも、殺人による以外に自分を抑圧しているものからの解放はあり得ないような絶望的な状況下で行われるわけだが、『王たちの墓』や『奔流』と、この『木の部屋』が決定的に異なるのは、『木の部屋』ではカトリーヌはミシェルを殺害することなしに「解放」され、自分の意志で人生を切り拓いていくことを学ぶ点である。このあたりに、エベールがフランス遊学を経て、外からケベックを眺められるようになったことの成果の一端が認められ、また、ケベック社会そのものの変化の兆しもうかがえるのではないだろうか。

エベールはこの遊学以降、ケベックとフランスの間を往復することが増え、60年代から90年代という、ケベック社会が目まぐるしく変化していった時期の大半をフランスで過ごし、スイユ社から自作を出版する。そんな彼女を「ほんとうにケベック社会を見ていたのか、肌で感じていたのか」と疑問視する向きもあるだろう。しかし彼女の時代には「ケベックを代表する作家」として認められるためにも、外からケベックを眺める必要があったし、外の評価も重要だった。パリという世界の文化が交差する都市で、さまざまな影響を受けながら故郷に思いを馳せて執筆していたエベールの作品が、派手な政治的活動とは別の次元で人々に社会や性<sup>ジェンダー</sup>の在り方を考えさせてくれたことに疑いの余地はない。彼女は「静かな革命」が始まる前か

ら、文学を通して、女性の解放、さらには人間存在の解放というテーマに取り組んでいたのである。

(おぐら かずこ 立教大学教授)

#### 注

- 1 ナタリー・ワテース「ケベック詩の誕生」『ことば・文化・コミュニケーション』第5号、2013年3月、p. 107、他参照。
- 2 *Anne Hébert, Chronologie et bibliographie*, Les Presses de l'Université de Montréal, 2008, p. 21; *O.C.*, tome V, 2015, p. 645.
- 3 Alain Roy, « La littérature québécoise est-elle exportable ? », *L'Inconvénient*, printemps 2014, n°. 56.
- 4 Lori Saint-Martin, « Femmes et hommes, victimes ou bourreaux ? violence, sexe et genre dans l'œuvre d'Anne Hébert », *Les Cahiers Anne Hébert*, n°. 8, 2008.

## 【シンポジウム】

---

 ケベック社会と女性  
 La société québécoise et les femmes
 

---

 女性たちの活動を支える  
 フェミニズムのネットワーク  
 Réseaux féministes pour le soutien au  
 développement des actions des femmes

 矢内 琴江  
 YAUCHI Kotoe

本発表では、社会教育学の観点から、男女間の不平等の問題と闘う人々のコミュニティにおいて行われている学習の展開プロセスとその構造を明らかにしていくことで、平等を実現していくための実践知を創出するフェミニズムのネットワークについて報告した。具体的には、性差別問題の当事者である様々な女性たちとともに、不平等な関係を変革していくことを目指し活動している「ケベック意識化グループ」(Collectif québécois de conscientisation、以下 CQC) を実践コミュニティとして捉え、CQC が刊行している実践記録 (1983-2013 年)、特にフェミニズム意識化実践に関わる記録に着目し分析を行った。以下では、CQC の概要と、分析により明らかになったフェミニズムのネットワークの形成過程、その構成要件、ネットワークの構造について説明する。

CQC とは、1983 年に設立された意識化研修を実施するグループである。メンバーは、健康、社会的支援、教育等の分野において、民衆組織、政治団体、女性団体、先住民団体、共同組合で活動または働いている。意識化とは、パウロ・フレイレ (1921-75、ブラジルの教育学者) が提案した、知識伝達型教育への批判から生まれた対話型教育実践のアプローチである。知を生成する主体として被抑圧者を捉え、自らの現実とそれを変革していく自らの力に対する意識を深める学びのプロセスであり、この学びは変革の実践とその経験の省察によって構成されている。CQC のフェミニスト・メンバーは、フェミニスト意識化の実践によって、CQC におけるフェミニズムの視点の導入と、他のコミュニティの女性たちの活動の展開に貢献してきた。

次に、CQC の活動を通したフェミニズムのネットワークの形成過程を年表で示し、2つの展開軸で構成されていることを説明した。1つは、他の領域 (社会主義運動、社会福祉、貧困女性支援、教会、地域保健等) のコミュニティとの連携の広がり。もう1つは、CQC 内部におけるフェミニズムの視点の組織化である。この

ネットワークの形成を構成するものとしては、研修、CQC内のフェミニスト・メンバーによって構成された委員会、他のコミュニティと共同で行う活動、実践の記録化を挙げることが出来た。なお、この記録化は、CQC、民間の中間支援組織、大学との共同で行われている。

続いて、ネットワークの構造を2つの図で示した。1つ目の図で、ネットワーク全体が相互に関係し合う5つの層（第1層に個人やグループでフェミニズムの活動に参加している人々、女性団体；第2層に支援者；第3層に支援者の研修を支える支援者やCQC；第4層にCQCのメンバー；第5層に中間支援組織や大学院）で構成されていることを示した。各層の関係は、互いの実践を対話と省察によって支える関係にある。第1層、第2層の人々は、民衆層や先住民の女性たち当事者、あるいは支援者たちであるが、当事者が主体となって声をあげ、自らの現実を変革していくことを対話的实践により支えている。この第1層、2層の実践の向上と展開を研修や実践の共同省察によって支えるのが第3層である。さらに、この第3層の人々の実践の省察を第4層が支えている。最後に、第5層は、第4層の人々が実践を省察し、分析し、実践を構造化することを支える役割を担っている。2つ目の図では、このネットワークのダイナミズムが、コミュニティの内部で行われている実践と省察の往還と、コミュニティの相互関係の中で営まれている実践と省察の往還の両方によって生み出されていることを示した。

以上のようなフェミニスト意識化のネットワークの特徴として次の3点を指摘した。第1点は、フェミニスト・ネットワークは、重層構造を持っていることである。第2点は、このネットワークはダイナミズムを持っていることである。このダイナミズムは、対話と実践の省察からなる相互学習によって生み出され維持されている。第3点は、ネットワークが、実践者、コミュニティ、実践の現場、領域、専門家の多様性によって特徴づけられる点である。

最後に、本発表の結論として以下の4点を示した。CQCの事例は、フェミニズムのネットワークが様々な実践コミュニティの間の相互学習のネットワークであることを示している。このことは、フェミニストたちに、社会政治的に、かつ組織的に、自らの実践（価値、態度、振る舞い、言語、感情、懸念、人間関係なども含む）、支援の方法と戦略を多様な視点から分析し、実践の中で生み出された知を共有することを可能にする。また、コミュニティの内部において、かつコミュニティどうしの間で行われるフェミニスト意識化の観点から実践と省察のサイクルは、個人的、組織的、社会的なレベルに組み込まれている権力の諸構造を問うことを可能にする。最後に、実践の分析によって生成される知の構造化と発信は、平等な社会に向けた道程を創り出すことにつながっている。

（やうち ことえ 早稲田大学）



## 【シンポジウム】

---

 ケベック社会と女性  
 La société québécoise et les femmes
 

---

 ケベック・フランス語の職業名と文体の女性形化  
 Féminisation des titres et des textes en français du  
 Québec

 矢頭典枝  
 YAZU Norie

本報告では、「ケベック社会と女性」を言語の側面から捉え、ケベック・フランス語の職業名の女性形化と書き言葉全体における男女平等の達成が、ケベック州政府の言語政策決定・監督・調査機関であるケベック・フランス語局 (Office québécois de la langue française (以下、OQLF)) によってどのように取り組まれてきたか、という点を中心に論じた。

まず、言語のなかの性差に関する研究とその動きは、英語や日本語などにも見られる点を指摘し、フランスとケベックのフランス語に的を絞った。フランス語では、ヒトや動物などの有生名詞では、指示対象の「自然の性」と「文法的な性」が一致し、男性形と女性形の両方がある場合が多い。たとえば、「男子学生」は *étudiant* という男性形、「女子学生」は *étudiante* という女性形で表され、職業名にも、例えば *boulangier* (男性形) と *boulangère* (女性形) のように、両形が存在する。しかし、そのなかで、社会的地位が高いとみなされている職業名 (*avocat* や *professeur*) には、従来、男性形しかないのが実情であった。フランスでは、政府が職業名詞や肩書の女性形化を推進することを政府の方針として通達したのは1998年であり、アカデミー・フランセーズ (*Académie française*) の反対を押し切り、1999年、公式のガイドラインが発行して職業名の女性形化の普及に努めたが、現在でも両者の意見の対立がみられる。

それに対し、ケベックではその20年以上も前の1976年に政治分野での職業名と肩書の女性形化が実践された。ケベック州政権を1976年に掌握したケベック党は、翌年、フランス語憲章を制定し、ケベック社会全体のフランス語化を推進するなかで、フランス語における男女平等の実現についても力を入れていた。1979年、ケベック州政府は政治の分野だけでなく、一般の職業名についても女性形化を用いることを勧告した。その後、1991年に刊行した *Au féminin: Guide de féminisation des titres de fonctions et des textes* と題するガイドラインでは、職業名詞や肩書の女性形だけでなく、フランス語の文体のなかにおける男女平等を実現する書き方に関



する規則を打ち出した。現在のケベック州政府のジェンダーに関する言語政策は、OQLF が 2006 年に発行したガイドライン *Avoir bon genre à l'écrit: Guide de rédaction épïcène* に基づくものである。これはテキスト形式の教育的な内容で、フランス語の職業名を含む人の呼称の女性形の規範を示し、文書作成における男女平等の実現を定着させるための様々な工夫を「通性的な書き方 *rédaction épïcène*」と称して解説している。

具体的な事例として、本報告ではまず、このガイドラインのなかで OQLF が提唱する職業名の女性形化の事例をいくつか示した。基本的には男性形の語尾に e をつけば女性形になる。例えば、un député の女性形は une députée となる。diplomate のように男性形がもともと e で終わる語は、女性形も同じ形であり、この場合、冠詞、形容詞、分詞で性を表わし、男性形の un diplomate canadien は、女性形では une diplomate canadienne となる。-teur 以外の -eur で終わる男性形の職業名詞の女性形には、-euse と -eure の 2 通りがあり、-teur で終わる男性形の女性形には -teuse と -trice の 2 通りがある。

ケベックでは、1990 年代後半にはすでに職業名などの人の呼称の女性形化はある程度定着していたため、本ガイドラインでは「人の呼称」から文書全般の書き方における男女平等を実現する「通性的な書き方」に重点が置かれている。これは、文書の徹底した女性形化がフランス語の文を冗長にする傾向があるという問題を解決する柔軟な方法である。

その具体例としてまず、男性形と女性形の両方で書く呼称 (le doublet) を提示している。従来、男性形のみを書くことによって女性を含んでいたが、les conseillers et les conseillères と書くことが推奨されている。しかし、le doublet を毎回使って書くと文が長くなるため、それを避けるためにできるだけ「中立的な作成方法」つまり、性別の情報を含まない名詞、形容詞、代名詞の選択を推奨している。例として、le doublet の employés et employées の代わりに、集合名詞の personnel (職員 (全体)) を使う、といった方法である。また、中性的な同義語があればそれを使い、両形で書くことをできるだけ避ける。例えば、les experts et les expertes の代わりに les spécialistes を使うという方法である。

単語の選択だけでなく、文の構造そのものを変える方法も推奨されている。性別の情報を含む過去分詞を避けるため、例えば、受動態の Tous les sociétaires ont été invités. を能動態で On a invité tous les sociétaires. と書く。その他にも、例えば、男性形と女性形がある citoyen と citoyenne (市民) という名詞を避け、citoyenneté (市民権) を使った文にするという方法もある。形容詞と動詞の過去分詞の一致に関しては、①男性形の複数形の原則と②近接性の原則という規則を適用する。②は男性形の名詞を形容詞に近づけることを指し、例えば les étudiantes et les étudiants inscrits のように、男性形の複数形 inscrits を男性形の人の呼称 les étudiants のすぐ後に配置する。したがって、人の呼称の順番は女性形、男性形の順になる。OQLF は完璧な「男性と女性の存在の均衡」をフランス語の書き方に求めている。重要なのは、女性の存在が文書全体を通して感じられることであると主張する。

フランス語における男女平等の実現を模索するケベック州政府のこの言語政策は、英語とフランス語の絶妙なバランスを突き詰めるカナダの国家レベルの公用語政策と類似点がある、と本報告は締めくくった。なお、本報告の詳細については、矢頭（2017）を参照されたい。

（やず のりえ 神田外語大学准教授）

#### 主な参考文献

GOUVERNEMENT DU QUÉBEC (Office de la langue française (OLF)) (1991). *Au féminin: Guide de féminisation des titres de fonctions et des textes*, Québec: Les Publications du Québec.

GOUVERNEMENT DU QUÉBEC (Office québécois de la langue française (OQLF)). (2006). *Avoir bon genre à l'écrit: Guide de rédaction épiciène*, Québec: Les publications du Québec.

矢頭典枝 (2017). 「ジェンダーの視点からみるケベック・フランス語の言語政策—「通性的な書き方」の定着を目指して」『ふらんばー』第42号、東京外国語大学フランス語研究室フランス研究会, 40-61頁.

---

ケベック社会と女性  
La société québécoise et les femmes

---

ヴェール論争とフェミニストの分裂  
——ケベック価値憲章をめぐる

Le débat sur le voile qui a divisé les féministes :  
Un bilan de la Charte des valeurs

伊達聖伸  
DATE Kiyonobu

はじめに

現代ケベックはライシテの社会だが、フランスのライシテとは趣を異にし、公共空間における宗教の実践により開かれ、イスラームのヴェールに対するアプローチも2つの社会では異なるとされてきた。だが、2010年前後のブルカをめぐる論争あたりから、女性の身体をめぐる2つの社会の言説は似通ってきた面もある。2013年9月に発表された「ケベック価値憲章」とそれに基づく60号法案は、勤務中の公務員による宗教的標章の着用禁止を盛り込んだもので、翌年にケベック党が選挙で敗北したために事実上廃案となったが、ケベックのフェミニズムに分裂をもたらしたとされる。代表的な反応をまとめた。

1. 「ジャネットとその仲間たち」——「価値憲章」に賛成

1925年生まれのジャネット・ベルトラン (Janette Bertrand) は、ジャーナリスト、女優、作家としてキャリアを積み、ケベックではよく知られた人物で、2013年10月14日、15日に複数のメディアに意見書を發表して「価値憲章」を支持した。「男性はこれまであらゆる時代を通じ、そして今現在も、女性を支配するために宗教を用いてきた」と主張する意見書には、著名な女性たち20名が名を連ねた<sup>1</sup>。彼女たち——「ジャネットとその仲間たち」(Les « Janette ») ——は、男女平等の理念を唱え、あらゆる宗教に対する敵意を隠さない。ヴェールは女性抑圧の象徴にほかならないと考えている。比較的年齢の高い世代の女性たちには、カトリック教会が強力だった時代の記憶をイスラームに投影している面が窺える。

2. ケベック女性連盟——「価値憲章」に反対するも、内紛も

1966年に設立された「ケベック女性連盟」(Fédération des femmes du Québec : FFQ) は、ヴェールを着用したいという女性の信教の自由を守る観点から、「価値憲

章」に反対した<sup>2</sup>。ただし、FFQは女性に特定の宗教的標章を着用させる義務には断固として反対している。つまり、ヴェールの強制にも禁止にも反対する立場である。

FFQ会長アレクサ・コンラディ (Alexa Conradi) は、「政府は [……]、「ケベックの価値」の名において差別を公認している」、「目下進行中の議論は [……] さまざまな不寛容を表明する機会になっている」と批判している<sup>3</sup>。FFQは、女性当人とは別の人間が解放を強いるようなやり方に反対している。

ただ、昨今の情勢においてFFQのような立場を堅持するのは難しいのか、「価値憲章」をめぐる議論のさなか、この連盟から分離独立する形で、「ケベックの女性の権利のために」(Pour les droits des femmes du Québec : PDF Québec) が結成された<sup>4</sup>。会長のミシェル・シロワ (Michèle Sirois) は、ライシテは女性の権利にとって重要と強調し、公的機関や病院や学校にヴェールを被った教員などがいては、子どもの権利が損なわれかねないと危惧する。

### 3. 女性の地位協議会——賛成でもなく、反対でもなく？

女性の地位協議会 (Conseil du statut de la femme : CSF) は、1973年に設立された政府系の調査研究機関で、ケベック女性の地位向上と権利擁護の観点から政府に助言を行なっている。

「価値憲章」について、CSFはすぐに立場を表明することができなかった。おもな原因は、「価値憲章」に賛同することが明らかな4人の新規の委員を政府がCSFに送り込み、しかもそれを直前まで会長ジュリー・ミヴィル＝ドゥシェーナ (Julie Miville-Dechêne) に知らせていなかったことである。会長は、「CSFは40年間、不偏不党で完全に独立した立場から社会の議論に参加してきた」のに、何を考えるべきかあらかじめ決められているような機関は、社会の議論の役に立つことはできないと不満を表明した。

ただし、2014年1月、CSFは結局のところは「価値憲章」に賛成の立場に回った。「忌憚なき意見交換」を経て、政府案を大筋で認めることができたというのが理由である。

この時期に見られた内部の葛藤も興味深い。ヴェール問題をめぐるCSFの立場は中長期的に見ても興味深い。1995年の報告書では、「私たちの見るところでは、ヴェールは両性の平等の原則に抵触する」としながらも、「セクシズムの象徴を批判すること」は「それを純粋かつ単純に禁止することを意味しない」と述べられていた (CSF, 1995 : 37)。ところが、2011年の報告書では、「開かれたライシテ」では不十分で、国家公務員は中立性を体現すべきだと述べられている (CSF, 2011 : 62-75, 90 sq.)。ヴェールの規制を強める方向にシフトしてきているように思われるのである。

おわりに

「価値憲章」がケベック社会とその女性たちに投げかけたものを簡単に評価する

ことはできないが、いくつかの論点を提示しておこう。

第1に、世代間の違いが垣間見られたこと。ジャネット・ベルトランには、カトリック教会が支配的だった時代に、宗教に抗して女性たちの居場所を獲得してきた自負があるが、若い世代の女性たちは、問題を宗教に帰するのはやや単純すぎると考えているようである。

第2に、フェミニズムの分裂の最も深刻なのが、「西洋世界のフェミニズム」と「第三世界のフェミニズム」の分断であること。ただ、ヴェール問題をめぐって女性たちのあいだで一致が見られないことは、ごく普通のことだと受け止める感覚も重要であろう。

第3に、ヴェール着用禁止は、女性を本当に解放するのかということ。むしろその「解放」が別の「従属」を生んでいないかと問うことも、批判的思考には欠かせないだろう。

(だて きよのぶ 上智大学准教授)

### 【付記】

本研究は、科学研究費（研究課題番号：15KK0055）による研究成果の一部である。

### 注

- 1 <http://www.lapresse.ca/debats/votre-opinion/201310/11/01-4699030-une-charte-pour-les-femmes.php>
- 2 連帯ケベック (Québec solidaire : QS) も憲章採択に反対した。
- 3 FFQ, « Un vivre ensemble qui crée de l'exclusion », Communiqué de presse, 8 novembre 2013). <http://www.ffq.qc.ca/2013/11/un-vivre-ensemble-qui-cree-de-lexclusion/>
- 4 <http://www.pdfquebec.org/>; <http://www.pdfquebec.org/communiqués.php>
- 5 Amélie Daoust-Boisvert, « Charte : le Conseil du statut de la femme se dit muselé », *Le Devoir*, 20 septembre 2013.
- 6 Cf. Denyse Baillargeon へのインタビュー。Sarah Poulin-Chartrand, « Ce voile qui divise », *La Gazette des femmes*, 7 décembre 2013.

### 参考文献

- Conseil du Statut de la Femme Québec [CSF] (1995), *Réflexion sur la question du port du voile à l'école*, Québec, Gouvernement du Québec.
- Conseil du Statut de la Femme Québec [CSF] (2011), *Affirmer la laïcité, un pas de plus vers l'égalité réelle entre les femmes et les hommes*, Québec, CSF.